

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第66号。以下「一般基準訓令」という。)第23条の規定に基づき、沖縄防衛局身分証明書取扱規則を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局身分証明書取扱規則

改正	平成21年	4月	1日	沖縄防衛局達第	6号
	平成23年	8月	3日	沖縄防衛局達第	11号
	平成31年	4月	26日	沖縄防衛局達第	3号
	令和3年	4月	1日	沖縄防衛局達第	2号
	令和6年	4月	1日	沖縄防衛局達第	3号

(通則)

第1条 沖縄防衛局職員の身分証明書の取扱いについては、この規則によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この達において「個人番号カード」、「身分証明機能」、「マスキングカード」、「カードケース」及び「身分証明書」の定義は、それぞれ一般基準訓令第3条に定めるところによるものとする。

(身分証明書の所持)

第3条 職員(自衛官を除き非常勤職員を含む。以下同じ。)は常に身分証明書を所持し、正当な理由で提示を求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

2 職員は、身分証明書を亡失し、又は汚損しないよう十分注意し、かつ、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(身分証明書に係る様式等)

第4条 身分証明書に係る様式は、マイナンバーカードを活用した身分証明書について(防人計第11851号。令和5年6月1日)別紙第1に定めるところによるものとする。

2 身分証明書の有効期限は、身分証明機能を付与する個人番号カードの有効期限の前日までの間とする。

(発行責任者)

第5条 身分証明書の発行事務の責任者は、沖縄防衛局総務部長(以下「発行責任者」という。)とする。

2 発行責任者は、身分証明書の発行及び管理に関する事務の補助を、総務課人事係の職員(以下、「補助者」という。)に行わせることができる。

3 補助者は、この規則で定められていない事項を実施する場合は、発行責任者の承認を得て、これを実施するものとする。

(身分証明書の発行)

第6条 発行責任者は、一般基準訓令に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに身分証明書を発行するものとする。

(1) 採用、転任等により新たに職員となったとき

(2) 個人番号カードの交付を受けたとき

2 前項の規定にかかわらず、新たに職員となった者のうち、沖縄防衛局以外の機関で発行された身分証明書を有している者にあつては、個人番号カードに身分証明機能を付与することをもって、新たに身分証明書を発行したとみなすことができる。また、沖縄防衛局以外の機関で貸与されたマスクングカードの発行機関は、沖縄防衛局総務部総務課と読み替えるものとする。

3 発行責任者は、職員の氏名に変更があつた場合には、個人番号カードに付与した身分証明機能の情報を更新するものとし、新たにマスクングカードを貸与するものとする。

4 発行責任者は、身分証明書を発行する場合において、旧姓を使用する職員には、旧姓を使用した氏名を貼付したマスクングカードを貸与するものとする。

5 マスキングカードの貸与を受けた職員は、直ちに、マスクングカードの署名欄に自署し、カードケースに個人番号カード及びマスクングカードを格納するものとする。

(身分証明書を亡失し、又は損傷した場合の取扱い)

第7条 職員は、身分証明書を亡失し、又は損傷した場合は、速やかに発行責任者に対し、別記第1号様式の亡失・損傷報告書を提出しなければならない。

2 職員は、前項の規定により報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、直ちに身分証明書を亡失した職員（以下「身分証明書亡失職員」という。）の身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。

3 発行責任者は、第1項の規定により報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、新たにマスクングカード及びカードケース又はこれらのいずれか（以下「マスクングカード等」という。）を貸与するものとする。

4 発行責任者は、亡失した身分証明書が発見された場合には、身分証明書亡失職員に対し、別記第2号様式の発見報告書を提出させるものとする。この場合において、新たに個人番号カードに身分証明機能を付与する以前であれば、第2項の規定による失効情報の登録を解除できるものとする。

(マスクングカード等の返納等)

第8条 身分証明書を所持している職員は、次の各号に掲げる場合には、必要に応じて、マスクングカード等を発行責任者に返納しなければならない。

(1) 職員が退職した場合

(2) 職員が他府省に出向（併任を除く。）した場合

(3) 職員が身分証明書の発行権者を異にする異動をし、異動先で新たに身分証明書を交付された場合

(4) 新たにマスクングカード又はカードケースを貸与された場合

2 発行責任者は、前項の規定により返納を受けた場合は、必要に応じて、直ちに身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。

3 発行責任者は、職員からマスキングカードが返納されたときは、返納されたマスキングカードを裁断する等、確実に廃棄しなければならない。ただし、第1項第2号又は第3号により返納されたマスキングカード等については、当該職員が帰任するまでの間、適切に保管しなければならない。

(失効情報の登録の依頼)

第9条 発行責任者は、機関等の発行権者から個人番号カードの身分証明機能の失効依頼を受けた場合は、直ちに身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。

(臨時の身分証明書)

第10条 発行責任者は、職員が個人番号カードの取得に時間を要する等のやむを得ない事由により、職員から別記第3号様式の臨時身分証明書の発行申請を受けた場合は、当該職員に対し、別記第4号様式により、臨時の身分証明書(以下「臨時身分証明書」という。)を発行することができる。

2 臨時身分証明書の有効期限は、発行の日から6箇月とする。

3 臨時身分証明書に貼り付ける写真は、発行の前日3箇月以内に撮影した、脱帽正面向き上半身のものでなければならない。

4 臨時身分証明書の交付を受けた職員が、臨時身分証明書を亡失し、又は損傷した場合の取扱いについては、第7条第1項の規定の例による。

5 発行責任者は、臨時身分証明書を発行するとき、又は返納されたときは、別記第5号様式による臨時身分証明書発行簿に登録し、発行、又は返納を受けた職員に受領の確認をさせるものとする。

附 則

1 この達は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から施行する。

2 この達の施行の際に現に存する身分証明書は、当分の間、使用できるものとする。

附 則 (平成21年4月1日沖縄防衛局達第6号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月3日沖縄防衛局達第11号)

この達は、平成23年8月3日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号)

この達は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日沖縄防衛局達第2号)

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年沖縄防衛局達第3号)

(施行期日)

1 この達は、令和6年4月1日から施行する。

(沖縄防衛局身分証明書取扱規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この達による改正前の沖縄防衛局身分証明書取扱規則第5条の規定により発行された身分証明書(以下「旧身分証明書」という。)は、当該旧身分証明書の有効期限が到来する日又はこの達による改正後の沖縄防衛局身分証明書取扱規則第6条の規定により発行された身分証明書(以下「新身分証明書」という。)が発行された日のいずれか早い日までの間、なおその効力を有する。

- 3 新身分証明書を発行した職員において、引き続き旧身分証明書を併用する必要があると認められるときは、これを保有することができる。
- 4 新身分証明書を発行していない職員における旧身分証明書の返納に係る取扱いについては、なお従前の例による。

別記第1号様式（第7条第1項関係）

年 月 日

発行責任者

沖縄防衛局総務部長 殿

所 属
官 名
氏 名

亡失・損傷報告書

私は、下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{身分証明書} \\ \text{臨時身分証明書} \end{array} \right\}$ を $\left\{ \begin{array}{l} \text{亡失} \\ \text{損傷} \end{array} \right\}$ しましたので、報告します。

記

注1：損傷のときは、その損傷した身分証明書又は臨時の身分証明書の写しを添付すること。

注2：亡失又は損傷の日時、場所、経緯及び亡失等の後に採った措置について記載すること。

別記第2号様式（第7条第4項関係）

年 月 日

発行責任者

沖縄防衛局総務部長 殿

所 属
官 名
氏 名

発見報告書

私は、 年 月 日に亡失の報告をした { 身分証明書
臨時身分証明書 } について、
下記のとおり発見しましたので、報告します。

記

注：発見の日時及び場所等を詳細に記載すること。

別記第3号様式（第10条第1項関係）

年 月 日

発行責任者

沖縄防衛局総務部長 殿

所 属
官 名
氏 名

臨時身分証明書の発行について

私は、下記理由により臨時身分証明書の発行を申請いたします。

記

（理由）

別記第4号様式（第10条第1項関係）

寸法の数字はミリメートル

← 85 →
← 79 →
← 24 →

↑ 60 ↑ 54 ↑ 30 ↓

臨時身分証明書 第 号

写真
(刻印)

防衛省 Ministry of Defense
Government of Japan

官名氏名
(NAME)

上記の者は、防衛省の職員であることを証明する。
(有効期限： 年 月 日)

沖縄防衛局長

(印)

(表)

← 85 →
← 79 →

↑ 60 ↑ 54 ↓

生年月日 年 月 日
(DATE OF BIRTH) ** * * * * *

注意事項

- 1 この証明書は、職務に従事するときは、常に所持しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書は、マイナンバーカードを取得した場合は、直ちに発行機関へ返納しなければならない。
- 4 この証明書の記載事項に変更等があったときは、再発行を受けなければならない。
- 5 この証明書の紛失時は、発行機関まで速やかに届け出ること。

【この証明書を拾得された方は、発行機関まで連絡ください。】

発行機関：沖縄防衛局 TEL 098-921-8131

(裏)

注：(DATE OF BIRTH) 欄には、日、月（英語3字略記）及び西暦を記載すること。

